

お取引先各位

エイハン・ジャパン株式会社
東京本社 TEL：03-5765-6841
関西支店 TEL：072-650-1950

高所作業車の点検・検査について

この度は弊社の高所作業車をお買い求めいただき、誠にありがとうございます。高所作業車の保守点検についてご案内致します。

高所作業車は、労働災害防止を目的に労働安全衛生法により、規制を受けることになります。機械を管理または使用される方は、法規を遵守され、計画的な保守点検を実施して下さい。以下に詳細を記載しておりますのでご確認ください。

	点検・検査区分	関係条文	実施する者 資格	結果の措置
1	作業開始前点検	安衛則 194 条の 27 安衛則 194 条の 28	運転者	点検表を機械が稼動している間保管
2	定期自主検査 (月 1 回)	安衛則 194 条の 24 安衛則 194 条の 25 安衛則 194 条の 28	事業者 (安全管理者) が指名する者	検査表を 3 年間保管
3	特定自主検査 (年 1 回)	安衛則 194 条の 23 安衛則 194 条の 25 安衛則 194 条の 26 安衛則 194 条の 28	事業内検査者 検査業者検査者	検査表を 3 年間保管 (実施済標章貼付)

1. 作業開始前点検 § 別紙「作業開始前／月例 点検表」をご利用ください。

作業開始前点検は、高所作業車を運転する者が実施し、点検表を高所作業車が稼動している間、保管していなければならない。

2. 月例定期自主検査 § 別紙「作業開始前／月例 点検表」をご利用ください。

月例定期自主検査は、高所作業車を保有している事業者には義務づけられている検査で、1ヶ月を超えない一定期間ごとに1回、自主的に検査を行い、その結果は記録を保存することが必要である。

3. 特定自主検査 § 詳しくは弊社までお問い合わせください。

特定自主検査は、高所作業車を所有する事業者に対し義務づけられている検査で、1年以内ごとに1回定期的に検査、補修を行い、その結果は記録を保存すると共に検査をした機械には、特定自主検査を行った年月日を明らかにする検査標章を貼りつけておく必要がある。この検査は、検査資格を有する者がおこなわなければならない。